第1節

薬物及び毒物に係る検査の活用

1 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力 【施策番号 57】(再掲)

P22【施策番号24】参照

2 死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等の施設・設備を整備する 費用の支援

【施策番号58】(再掲)

P48【施策番号54】参照

3 異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援

【施策番号59】(再掲)

P43【施策番号48】参照

4 死因究明に係る薬毒物検査における標準品の整備の必要性等に関する検討 【施策番号60】

厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度から、死因究明拠点整備モデル事業(薬毒物検査拠点モデル事業)を実施している。

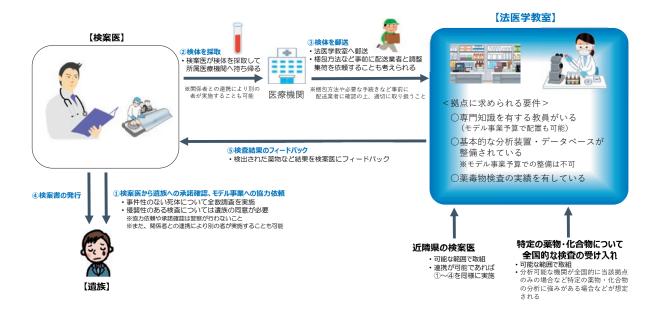
薬毒物検査拠点モデル事業は、大学の法医学教室や検案する医師等が連携し、公衆衛生の観点から薬毒物検査を実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。

令和5年度は1大学で同事業を実施しているところ、引き続き、同事業を推進し、その成果や課題を踏まえつつ、薬毒物検査における標準品の必要性等を含め、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。

資6-1-4 死因究明拠点整備モデル事業(薬毒物検査拠点モデル事業)のイメージ

具体的なスキームのイメージ

※あくまでイメージ。実際の運用は地域の状況に応じて構築。



出典:厚生労働省資料による

5 必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等 【施策番号 61】(再掲)

P33【施策番号31】参照

6 警察における必要な定性検査の確実な実施

【施策番号62】

警察が死体の取扱いに際して実施する薬毒物検査には、死体取扱現場で行われる簡易検査と科学捜査研究所等で行われる本格的な定性検査がある。警察においては、死体取扱現場において、薬物及び毒物を検知することができる簡易薬毒物検査キットを用いた予試験を徹底することや、複数の簡易薬毒物検査キットを活用するなど薬毒物検査の充実を図るとともに、必要があると認めるときは、科学捜査研究所等において、分析機器による本格的な定性検査を実施している。

令和5年中に警察が取り扱った死体19万8,664体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは18万6,243体(93.7%)であり、科学捜査研究所等において分析機器による検査が行われたものは8.999体(4.5%)であった。

資 6-1-6 科学捜査研究所等における分析機器による薬毒物検査実施体数・実施率の推移

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	死体取扱数	167,808	169,496	173,220	196,103	198,664
	うち薬毒物定性検査実施体数(※)	10,473	9,669	9,478	8,611	8,999
	実施率	6.2%	5.7%	5.5%	4.4%	4.5%

[※] 死因・身元調査法第5条の規定に基づき、科学捜査研究所等において分析機器により実施したものに限る。

出典:警察庁資料による

7 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と 都道府県医師会、法医学教室等との連携強化等

【施策番号63】(再掲)

P34【施策番号32】参照

8 海上保安庁における必要な予試験の確実な実施

【施策番号64】

海上保安庁においては、死体の取扱いに際して、死体から採取した体液又は尿中の薬毒物の有無を確認するため、簡易検査キットを用いた薬毒物検査を積極的に実施しているほか、必要があると認めるときは、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託し、薬毒物に係る定性検査を実施している。

令和5年中に海上保安庁が取り扱った死体331体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づき薬毒物検査が行われたものは52体(15.7%)であり、このうち、都道府県警察 又は大学の法医学教室に嘱託して、分析機器による検査が行われたものはなかった。

資6-1-8 海上保安庁における薬毒物検査実施体数・実施率の推移

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	死体取扱数	331	312	276	355	331
	うち薬毒物検査実施体数(※)	59	54	53	45	52
	実施率	17.8%	17.3%	19.2%	12.7%	15.7%

[※] 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限る。

出典:海上保安庁資料による

9 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号65】(再掲)

P47【施策番号52】参照

第2節

死亡時画像診断の活用

1 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力 【施策番号 66】(再掲)

P22【施策番号24】参照

2 死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等の施設・設備を整備する 費用の支援

【施策番号67】(再揭)

P48【施策番号54】参照

3 異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援

【施策番号68】(再掲)

P43【施策番号48】参照

4 死亡時画像診断に関する研修会の充実

【施策番号69】(再掲)

P6【施策番号7】参照

5 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析等

【施策番号70】(再掲)

P7【施策番号8】参照

6 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と 都道府県医師会、法医学教室等との連携強化等

【施策番号71】(再掲)

P34【施策番号32】参照

7 死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係の強化・構築 【施策番号72】(再掲)

P34【施策番号33】参照

8 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた 協力の要請

【施策番号73】(再掲)

P47【施策番号52】参照



TOPICS

8 新潟県における死亡時画像診断の取組

新潟県警察では、犯罪死の見逃し防止の取組として、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、現場の映像等を送信し、検視官がリアルタイムに確認することができる映像伝送装置や、体液又は尿中の薬毒物の有無を確認することができる簡易検査キットを活用していることに加え、CT等による死亡時画像診断を積極的に活用している。

死亡時画像診断は、遺体にメスを入れることなく脳出血、大動脈解離等の出血性病変や骨折等の存在を一定程度明らかにすることができ、死因の解明だけでなく、死因が解明されない場合であっても、解剖の要否の判断や解剖時の死因の特定に有益である。

また、頭蓋骨や脊柱等の特徴と生前の画像情報の対比によって個人識別も可能で、遺族の心情に配慮するという観点においても有効な手段となっている。

新潟県では、地理的な制約を生じさせないよう、新潟大学死因究明教育センターのほか県内33の 医療機関から協力いただき、県内全域において異状死死因究明支援事業による死亡時画像診断も積 極的に活用し、的確な死因究明による犯罪死の見逃し防止等に取り組んでいる。



【死亡時画像診断用CT装置】

写真提供:新潟大学